

2020年3月9日

各 位

MXモバイルリング株式会社

総務省による指導について

弊社は、2020年3月6日付で総務省から電気通信事業法に基づき、端末代金の値引きの適正化について指導を受けました。

これは、2019年10月1日から同年12月31日までの間に、弊社が運営するauショップ並びに弊社が委託する株式会社リアルメディア及び山村無線有限会社が運営するauショップにおける端末販売の一部において、同法施行規則に定める上限額を超えて利益提供（2万円を超える値引き等を伴う販売）を行ったことによるものであります。

弊社は、今回の指導を真摯に受け止め、弊社の運営店舗における事案の再発防止を徹底するとともに、委託先に対する教育等を通じて監督の強化を図ることにより、端末代金の値引きの適正化を図ってまいります。

以 上